

01 **医師**

【参考法令 (医師法)】

医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

02 **歯科医師**

【参考法令 (歯科医師法)】

歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

03 **薬剤師**

【参考法令 (薬剤師法)】

薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

04 **保健師**

【参考法令 (保健師助産師看護師法)】

保健師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

05 **助産師**

【参考法令 (保健師助産師看護師法)】

助産師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

06 **看護師**

【参考法令 (保健師助産師看護師法)】

看護師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

07 **准看護師**

【参考法令 (保健師助産師看護師法)】

准看護師とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者とする者をいう。

08 **理学療法士**

【参考法令 (理学療法士及び作業療法士法)】

理学療法士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。

09 **作業療法士**

【参考法令 (理学療法士及び作業療法士法)】

作業療法士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

10 **あん摩マッサージ指圧師**11 **はり師**12 **きゅう師**

【参考法令 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律)】 ※10～12

13 **栄養士(含管理栄養士)**

【参考法令 (栄養士法)】

- ・ **栄養士**とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。
- ・ **管理栄養士**とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

14 **義肢装具士**

【参考法令 (義肢装具士法)】

義肢装具士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とする者をいう。

15 **言語聴覚士**

【参考法令 (言語聴覚士法)】

言語聴覚士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

16 **歯科衛生士**

【参考法令 (歯科衛生士法)】

歯科衛生士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師 (歯科医業をなすことのできる医師を含む。) の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。
- 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

歯科衛生士は、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

17 視能訓練士**【参考法令 (視能訓練士法)】**

視能訓練士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者をいう。

18 柔道整復師**【参考法令 (柔道整復師法)】**

柔道整復師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。

19 社会福祉士**【参考法令 (社会福祉士及び介護福祉士法)】**

社会福祉士とは、社会福祉士の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。

20 介護福祉士**【参考法令 (社会福祉士及び介護福祉士法)】**

介護福祉士とは、介護福祉士の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

21 精神保健福祉士**【参考法令 (社会福祉士及び介護福祉士法)】**

精神保健福祉士とは、精神保健福祉士の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。